

平成 31 年度「東京と北陸地域の連携による外国人旅行者誘致事業」に係る 360° VR
(Virtual Reality) 動画制作と広告配信業務委託事業者選定
実施要領

1 目的

東京都では、2020 年と更にその先を見据え、東京を訪れた外国人個人旅行者が北陸地域を訪れるよう、東京都と地方自治体双方の強みを生かした東京を起点とする観光ルートを設定し、新たな魅力を国内外に広く発信するため、北陸 4 県（新潟、富山、石川、福井）、航空・鉄道事業者と「東京と北陸地域の連携による外国人旅行者誘致推進協議会」を組織し、東京と連携先地域双方への外国人旅行者誘致促進を図っている。

今回、平成 30 年に開設した Web サイト「HOKURIKU × TOKYO」(<http://www.hokurikuandtokyo.org/> 以下「北陸サイト」という。)のコンテンツの充実及び認知向上、ビジター数増を図るべく、東京と北陸地域双方に連動性のあるテーマのもと、360° 動画が撮影可能な全方位カメラや超高精細撮影機材等を使用し、映像を見ている人があたかも旅しているかのような臨場感・没入感のある VR (Virtual Reality) 映像コンテンツを作成する。また、作成した映像の視聴を広く促すため、広告配信業務を行う。

については、魅力的な動画制作、効果的な広告発信及びその効果測定等を実施することができる、業務遂行能力の高い受託者を選定するため、プロポーザル方式で委託事業者を募集し、各事業者の適格性等を審査する（以下「企画審査会」という）。

2 委託内容

業務委託仕様書のとおりとする。

3 事業提案上限額（消費税等諸税を含む）

金 100,000,000 円

※うち、動画サイトへの投稿及び広告配信に係る事業費は、50,000,000 円程度とする。

4 契約の履行期間

平成 31 年 4 月 1 日（月）から平成 32 年（2020 年）3 月 31 日（火）まで

5 選考について

選考については以下の手順及び日程で行う。

- (1) 公募開始及び希望申出受付開始
平成 31 年 1 月 30 日（水）
希望申出方法については、公益財団法人東京観光財団（以下、「TCVB」という。）
ホームページにて契約情報を参照のこと。
- (2) 公募締切
平成 31 年 2 月 5 日（火）正午まで
- (3) 企画審査会への指名通知
平成 31 年 2 月 6 日（水）
- (4) 質問の受付期間
平成 31 年 2 月 6 日（水）から平成 31 年（2020 年）2 月 8 日（金）正午まで
実施要領別紙 1「質問票」に質問事項を記入し、電子メールにより送付すること。
※「質問票」送付先電子メールアドレス yasuda@tcvb.or.jp
※口頭や上記以外の方法による質問は一切受け付けない。
- (5) 質問への一斉回答
平成 31 年 2 月 13 日（水）
企画提案参加者全員に、電子メールで質問及び回答を送付する。
※参加者からの質問がなかった場合には回答は行わないので注意すること。
- (6) 企画提案書及び見積書の提出期限
平成 31 年 2 月 27 日（水）正午まで
- (7) 企画審査会の開催
平成 31 年 3 月 5 日（火）（時刻については別に定める）
- (8) 審査結果の通知
平成 31 年 3 月 6 日（水）

6 企画提案に必要な提出物と提出方法

(1) 提出物

ア 企画提案書

企画提案書の書式は A4 版横（両面）とする。

企画提案書のタイトルは、「平成 31 年度「東京と北陸地域の連携による外国人旅行者誘致事業」に係る 360° VR (Virtual Reality) 動画制作と広告配信業務委託」とすること。以下の項目に従い作成すること。

- ① 会社概要（あるいは履歴書）
- ② 組織体制及び業務フロー（業務遂行にあたり協力先などがある場合はそれらも含めること）
- ③ 業務実行スケジュール（動画制作、動画広告配信計画、情報拡散、効果測定

等)

- ④ 制作する動画コンテンツの地域、テーマや内容等
- ⑤ 動画サイト広告配信計画（配信手法、視聴数目標達成計画等）
- ⑥ 海外有力 Web メディア等を活用した情報拡散計画（選定媒体等）
- ⑦ 効果測定的手法
- ⑧ アピールできる強み及びこれまでの類似活動実績
- ⑨ その他、特筆すべき事項
- ⑩ なお、①～⑨の企画提案の各ポイントをまとめた概要書を別途1枚程度(A3サイズ等でも可)含むこと。

イ 見積書

- ① 仕様書の項目別の内訳及び見積総額を記載すること。
- ② 見積総額には消費税等諸税を含んだ金額とすること。なお、消費税は10%で見積もること。
- ③ 人件費、通信費、交通費、物品費等の活動に係るすべての費用を含むこと。

ウ 上記「ア 企画提案書」のデータを入れた CD-R 等の電子記録媒体

(2) 提出部数と提出体裁

ア 提出部数

次に指定のあるものを除き、自社名及びロゴマーク等は一切記入しないこと。ただし、「社名あり」の提案書内には、業務にあたっての再委託先、協力先等を全て明記すること。

提出物	自社名及びロゴ	会社印	提出部数
ア 企画提案書	なし	なし	10部
	あり	なし	1部
イ 見積書	なし	なし	10部
	あり	あり	1部
ウ 電子記録媒体	あり	なし	1部

イ 提出体裁

「(1) 提出物 ア 企画提案書」については、合わせて1つの形状とし、左上をダブルクリップで留めたものを提出する（製本、ステープル留め等不可）。

ウ 書面の宛先

宛先は公益財団法人東京観光財団理事長宛とすること。

(3) 提出方法と提出先

ア 提出方法

郵送または持参とする。

イ 提出場所

公益財団法人東京観光財団 観光事業部

〒162-0801

東京都新宿区山吹町 346 番地 6 日新ビル 5 階

※提出物の封筒等に「平成 31 年度「東京と北陸地域の連携による外国人旅行者誘致事業」に係る 360° VR (Virtual Reality) 動画制作と広告配信業務委託審査会資料」と朱書すること。

(4) 企画提案応募の辞退

企画提案応募を辞退する場合は実施要領別紙 2 「辞退届」を提出すること。

(5) 注意事項

提出期限までに提出物が届かない場合は、企画審査会への参加を辞退したものとみなす。(その場合においても、追って辞退届の提出を行うこと。)

7 企画審査会の実施方法・実施時間等

(1) 実施日

平成 31 年 3 月 5 日 (火)

(2) 会場

東京都新宿区山吹町 346-6 日新ビル 東京観光財団 5 階会議室

(3) 実施時間

ア 事業者による応募書類の提案説明 20 分以内、質疑応答 10 分程度、計 30 分程度とする(ただし、応募者多数の場合は提案説明の時間が短くなる場合もある)。各社の開始時間については別途通知する。なお各社は、開始時間の 10 分前には、指定の会場待合所で待機すること。

イ なお、提案説明時間内において映像を投影する場合は、2月6日(水)に指名通知を得た段階で事務局まで申し出ること。映像と PC は応募者が持参すること。事務局ではプロジェクタ、及び D-sub ピンのコネクタを用意するが、プロジェクタも別途応募者が持参することは妨げない。

ウ プロジェクタのセットアップの時間は提案説明時間には含まない。

(4) 参加可能人数

各社 3 名以内とする。

8 選考方法

企画審査会においては、TCVB が別途定める「平成 31 年度「東京と北陸地域の連携による外国人旅行者誘致事業」に係る 360° VR (Virtual Reality) 動画制作と広告配信業務委託事業者選定企画審査会実施要領」の審査方法及び審査表に基づき選考を行う。

評価基準については、下記のとおりとする。

(1) 全体について

ア 効率的に円滑な業務運営が行える体制が提案されているか

イ 動画制作、動画広告配信及び情報拡散に関するスケジュールが計画的か

- (2) 360° 動画の制作について
撮影機材、動画テーマ、コンテンツ、内容、クオリティ、編集技術等が東京と北陸双方の魅力を外国人に訴求でき、実際の訪問につながる効果が見込めるものか
- (3) 動画広告配信について
対象とする多くの海外在住外国人が視聴する、発信力・影響力のある動画サイトへ投稿され、且つ効率的に 300 万回視聴数（制作動画本数分合計）以上を目標に広く視聴されるような工夫がなされているか
- (4) 海外有力 Web メディア等を活用した情報拡散について
より広く外国の一般市民に動画を視聴してもらうため、対象国で発信力・影響力のあるブロガーやメディア等が選定されているか
- (5) 効果測定について
本事業の主旨を理解し、必要な分析項目及び分析を基とする改善策等一連の効果測定に係る提案がされているか
- (6) 必要経費と比した事業効果
必要経費と比して、制作映像、広告配信、情報拡散の内容、手法等を総合的に勘案し、外国人の視聴回数、視聴による満足度、実際の東京及び北陸双方の訪問への誘因、いずれの点においても、その効果が高く見込める内容であるか

9 選考結果の通知について

全ての応募者に対し、選考結果を電子メールにて通知する。
なお、審査内容に関わる質問については一切受け付けない。

10 質問等

仕様書及び委託事業選定に関する質問については、質問受付期間中 E-Mail にて受け付ける。質問内容については、全て事務局で取りまとめた上で、指名通知を受けた全ての事業者に対し申請時受領の各社 E-Mail アドレスへ一斉に回答する。

1.1 選定された企画提案者の責務

選定された企画提案者は、別途 TCVB の間で委託契約を締結するものとする。

1.2 その他

- (1) 企画提案応募に係る費用については、全て応募者の負担とする。
- (2) 応募書類等に関しては一切返却しない。
- (3) 企画審査会の当日開始時刻に遅れた場合は失格とする。
- (4) 応募を辞退する場合は、提出物の提出期限前日までに辞退届を提出すること。
- (5) 採択された企画提案書を基に、委託者との協議の上本業務仕様書を決定する。本業務の目的達成に資するものと TCVB が認めた企画提案内容について、委託上限

額の範囲内において、受託者と協議の上、本業務仕様書の一部変更・修正を行うことができるものとする。

1.3 本件の問い合わせ先

公益財団法人東京観光財団 観光事業部（担当：安田、田中）

〒162-0801

東京都新宿区山吹町 346 番地 6 日新ビル 5 階

電話：03-5579-2683 FAX：03-5579-2645

以上